

職群班設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人あきる野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における会員の共働・共助を基本とした連帯意識と、安全な作業遂行を促進し、事業効果を高めるため、就業に応じて次のとおり職群班を設置する。

(班の設置、名称)

第2条 職群班は、職種ごとに必要に応じて設置する。

2 職群班の名称及び編成にかかわることは会長が承認する。

3 職群班は、職種ごとに基本的に、5人以上の就業会員を対象として必要に応じて設置する。

(班長等)

第3条 各班に班長を置き、必要に応じて副班長、グループ長を置く。

(職務)

第4条 班長は職群班の作業を円滑に推進するため、次の職務にあたる。

(1) センターと連絡を密にし、日々の作業計画を定め班員に周知を図る。

(2) 班員の就業の開始及び終了を、必要に応じてセンターへ連絡する。

(3) 作業計画の変更、その他緊急の事態が生じた場合、直ちにセンターへ連絡する。

(4) 班長は安全就業リーダー（以下「安全リーダー」という。）を兼務し、班員の就業における事故防止、健康並びに安全の教育等、周知徹底を図る

(5) グループ長は安全リーダーの指示のもと、安全就業基準を遵守し、グループに所属する会員への健康管理並びに就業における事故の発生防止に努めなければならない。

(6) 作業においてトラブル・事故等発生した場合は、班会議を開き反省及び今後の作業の見直しを行う。

(7) 班員の意見、希望等の伝達、調整を図る。

(班長の選出)

第5条 班長は班員の中から互選する。

(任期)

第6条 委員の任期は、定款第26条第1項の理事の任期に準ずる。

(1) 班長に欠員が生じたときは補充することができる。補欠の班長の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 班長が辞任したとき、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なうものとする。

(通信費)

第7条 通信費の額は、半期2,500円とし年間5,000円とする。

(会議)

第8条 班長は、必要に応じて班員を招集し、班員相互の連帯の強化と作業の円滑を図るよう努めなければならない。

2 会長は、必要に応じ各職群の班長を招集し、意見交換を行なうことができる。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

平成25年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月28日から施行する。